

# 津市における学校部活動の 地域展開について

令和8年5月25日開催

第67回津市総合教育会議

# 1 部活動改革の基本的な考え方

令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（概要）での部活動改革の基本的な考え方・方向性において、改革の理念として次の3点が示されている。

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

## 2 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要 【令和7年12月文部科学省】

### 改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

### 改革期間

令和5年度～7年度  
改革推進期間



令和8年度～10年度  
改革実行期間（前期）  
休日の拠点型部活動の実施



令和11年度～13年度  
改革実行期間（後期）  
認定地域クラブ活動へ展開

### 取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す  
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）  
※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

### 認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】 認定地域クラブ活動

【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援・学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）  
低廉な参加費/指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/安全確保/学校等との連携

# 3 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ） 【令和4年12月スポーツ庁・文化庁】

令和7年度まで

## 学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



## 学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	<b>部活動指導員等、関係校の教師</b> （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

令和8年夏～令和11年夏

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、  
当面は併存

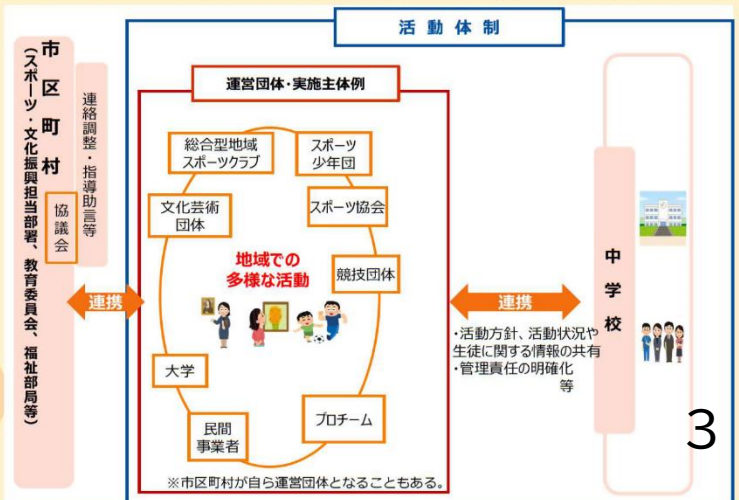
令和11年夏～

## 休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① <b>地方公共団体</b> （※複数地方公共団体の連携を含む） ② <b>多様な組織・団体</b> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	<b>地域の指導者</b> （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



# 4 子どもたちの「やってみたい」を実現

たくさんの仲間と  
試合形式の  
練習がしたい

自分にあった  
練習方法を  
教えてほしい

専門的に教えて  
もらってもっと  
上手になりたい

ほかの学校の  
仲間と  
交流したい



いろいろな  
スポーツを  
やってみたい

## 生徒のニーズを叶える部活動

出典：津市部活動地域展開に関するアンケート（令和7年11月実施）

# 5 津市の拠点型部活動とは

## 子どもたちの声を実現する「拠点型部活動」

少子化により、学校単位での部活動が困難となっている子どもたちの「やってみたい」を叶えるため、学校枠を超えて活動する「拠点型部活動」を実施。

「拠点型部活動」は、これまでの学校単位では得られなかった経験を可能にする新しい形。「拠点型部活動」を実施することで、生徒・保護者・教員が安心・安全を確保。

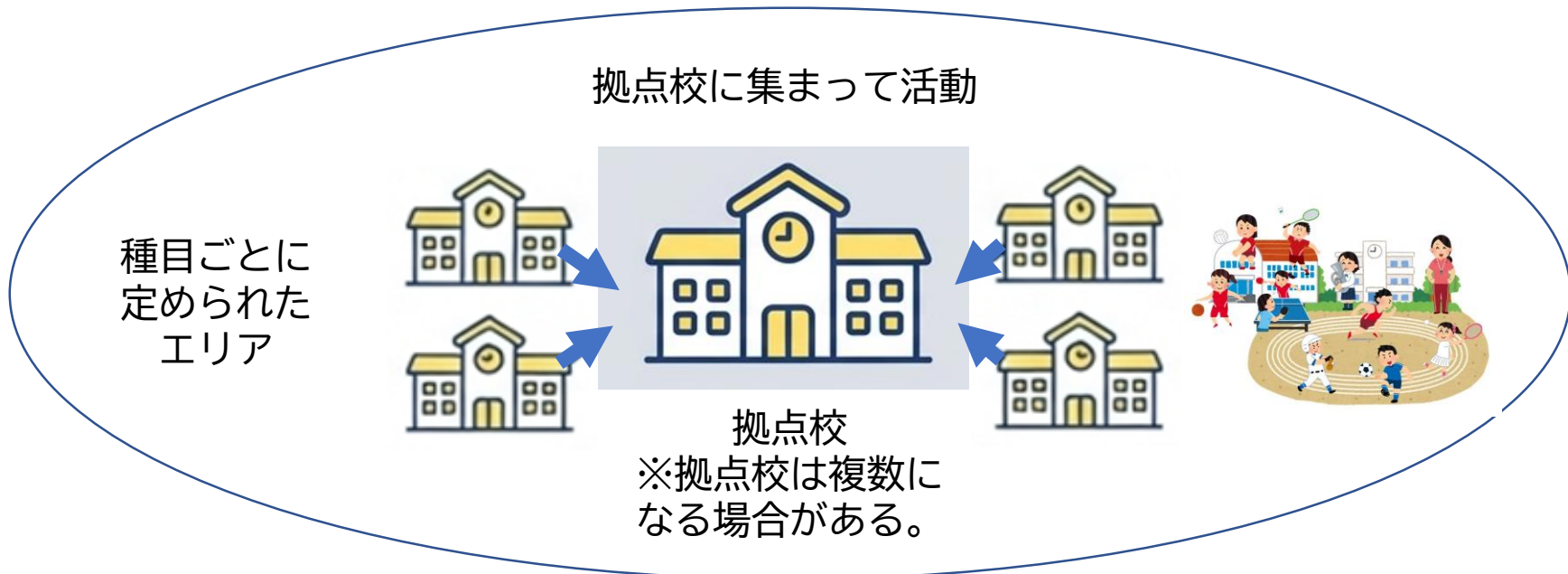
### 津市の目指す拠点型部活動は

- 学校の枠を越え、生徒が集まって活動することにより、人数が確保され、活動の質が向上する。
- 同じ目標を持った他校の仲間とのつながりが生まれ、望ましい成長が期待される。
- 指導を希望する教職員等が指導することにより、指導の専門性向上にもつながる。
- 拠点型部活動の活動が充実し、運営体制や指導体制が整うことにより、将来的に認定地域クラブ活動としての活動につながる可能性がある。

# 6 拠点型部活動の概要

休日、拠点で活動する9種目

- ①軟式野球 ②サッカー ③ソフトボール ④バスケットボール ⑤バレーボール
- ⑥ソフトテニス ⑦バドミントン ⑧柔道 ⑨剣道



たくさんの仲間と活動できる人数が集まることで、実戦形式の練習や、仲間と高め合っ  
ての練習が可能になる。

より専門的な指導者から学べる  
その種目の指導を希望する経験豊かな複数の指導者から学べる。

他校の仲間とつながる学校の枠を越え、同じ目標、趣味を持った仲間が増え、コミュニティが広がる。 6

# 7 拠点型部活動の種目とエリア分け

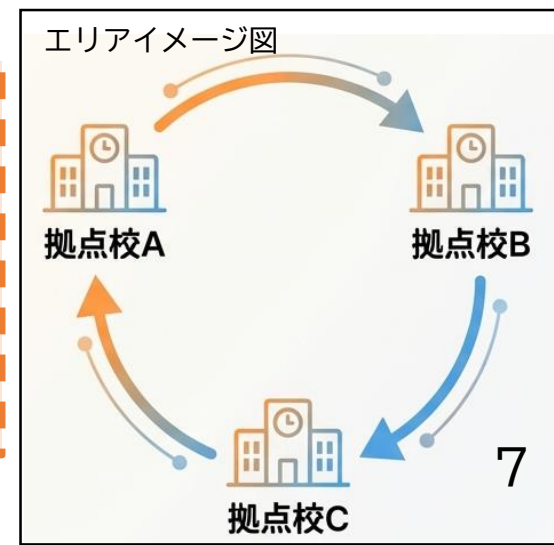
種目	エリア分け
軟式野球	4 エリア
ソフトボール	1 エリア
バレーボール	男子2 エリア 女子3 エリア
バスケットボール	男子3 エリア 女子3 エリア
サッカー	2 エリア
剣道	3 エリア
柔道	1 エリア
バドミントン	2 エリア
ソフトテニス	1 エリア

●拠点型部活動とは、活動人数等に応じて定めたエリア内に拠点校を置き、拠点校に生徒が集まって活動する学校部活動である。

●エリアは津市立の中学校、義務教育学校 **20校すべて**を含んで分けている。（9種目をすべての生徒が選択可能）

●1 エリア当たりの参加生徒数が多い場合は、**エリア内で複数のチームを編成**したり、**練習会場を分散**したりすることにより生徒の活動機会を保障していく。




1 エリア内に**複数の拠点校（活動場所）**を設置し、練習会場を回すことで拠点校までの移動の負担軽減を図る。



# 8 「学校部活動」から「拠点型部活動」へ

	拠点型部活動のメリット	拠点型部活動のデメリット
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人数が集まることによる、実戦形式の練習や、仲間と高め合う練習が可能</li> <li>○人数が集まることによる大会への参加機会の確保</li> <li>○種目の指導を希望する経験豊かな複数の指導者の指導</li> <li>○市内全中学校の生徒が9種目から選択可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動場所への移動</li> <li>○学校単位での活動や平日との一貫した活動への希望</li> <li>○他校生徒とのコミュニケーションや人間関係の難しさ</li> <li>○在籍校の教員が活動場所にいないことの不安</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもにとっての選択肢と活動機会の保障</li> <li>○学校部活動の一環としての位置づけによる安心・安全な活動</li> <li>○指導者の質の担保</li> <li>○より低廉に抑えられた費用負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○送迎が必要な場合の負担</li> <li>○教職員や他の保護者とのコミュニケーションへの不安</li> <li>○相談先が不明確になる可能性への不安</li> </ul>
教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休日の指導が希望制となることにより、心身の負担が減ることによる、休養や教材研究等の時間の確保</li> <li>○希望する種目の指導が可能</li> <li>○人数が確保しやすく、大会の参加が容易</li> <li>○身分保障がされたうえでの指導が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平日との一貫した活動が困難</li> <li>○生徒の活動状況の把握の難しさ</li> <li>○学校の枠を越えた生徒指導への不安</li> </ul>

# 9 津市における部活動の地域展開

令和7年度まで	令和8年夏～	令和11年夏頃～
<p>各学校単位の部活動 (平日・休日ともに)</p>	<p><b>拠点型部活動 (主に休日)</b>  <b>※運動部9種目に設置</b>            ※平日は各学校単位の部活動            ※認定地域クラブ活動先行実施</p>	<p>認定地域クラブ活動            ※休日の文化芸術活動を含む</p>
<p>【参加者】 当該校の生徒            【指導者】 当該校の教職員            部活動指導員等</p> <p>●移動の負担が少なく、参加のしやすさがある一方、少子化等の影響により、大会参加やチームの存続が困難になっている。</p> 	<p>【参加者】 当該種目への参加を希望する生徒            【指導者】 当該種目の指導を希望する教職員部活動指導員等</p> <p>●各種目ごとに、学校の垣根を超えて拠点校に集まって活動することで切磋琢磨し、技術を高め合うことが可能。            ●多くの生徒が集まるため、多様な練習方法や試合形式の練習が可能。当該種目の専門の指導者による質の高い指導。</p> 	<p>【参加者】 当該種目への参加を希望する生徒            【指導者】 地域の指導者 (希望する教職員は兼職兼業)</p> <p>●生徒のニーズに応じた多種多様な体験。            ●地域の様々な人や広い世代との豊かな交流。            ●引退のない継続的な活動が可能。適切な資質・能力を備えた指導者による専門性の高い指導。</p>  <p>認定地域クラブ活動</p>

# 10 認定地域クラブ活動とは

## 認定地域クラブ活動とは

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村に認定された活動について「認定地域クラブ活動」と呼称する。

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省）

## 認定要件

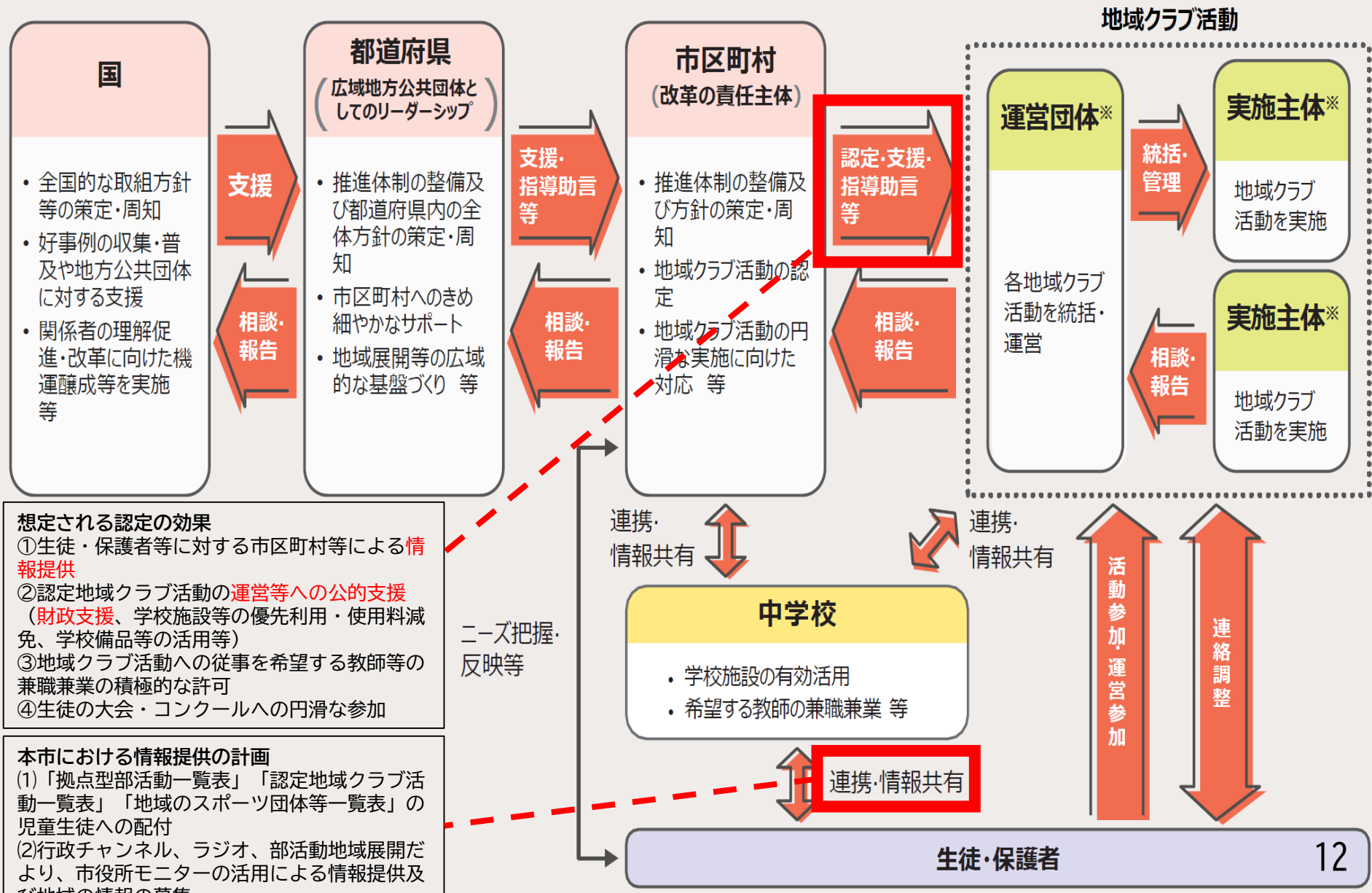
- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省）

# 11 学校部活動・拠点型部活動・認定地域クラブ活動の違い

	学校部活動	拠点型部活動	認定地域クラブ活動
指導者	当該校の教職員 部活動指導員等	指導を希望する教職員 部活動指導員等	地域の指導者 (希望する教職員は兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	種目への参加を希望した エリア内の生徒	種目への参加を希望した生徒
場 所	当該校の学校施設等	拠点校の学校施設等	各種施設 ※学校施設等の優先利用
費 用	用具、交通費等の実費		可能な限り低廉な参加費 保険料、用具等の実費
保 障	日本スポーツ振興センター 災害給付制度		各種保険
位置づけ	学校教育の一環 (学習指導要領)		社会教育等
その他	学校備品の使用 公費等による活動補助		団体の備品等を使用 受益者負担等

# 12 認定地域クラブ活動に係る関係者の役割・イメージ



# 13 認定地域クラブ活動にかかる経費

別紙8

## 運動部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額(案)	50億円
(前年度予算額)	32億円
令和7年度補正予算額	58億円



### 理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ活動に継続して楽しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

### 事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における運動部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

※★印は令和7年度補正予算に計上

#### I. 運動部活動の地域展開等推進事業

47億円 ※令和7年度補正予算額：57億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

##### (1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
- ③ 推進体制の整備等★

〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

〔参加費・保険料〕

〔コーディネーターの配置  
人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(★1)、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

##### (2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。(定額補助：国10/10)

<主な重点課題>

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用(指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む)
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



##### (3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

〔13,620人〕 〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(★1)〉

##### (4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営(JSC運営費交付金)

#### II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)★(一部)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等

